

⑧ 高齢者の悪質商法被害防止キャンペーンを実施中です

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ  内)

相談専用電話：0296-77-1313

高齢者の消費生活相談は、依然として笠間市消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。悪質商法の手口を知って被害に遭わないようにしましょう。

当センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として啓発活動を実施しています。

少しでも変だな、困ったなと思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
架空請求 不当請求	「裁判になっている」「料金の未納がある」等のはがきが届いた・パソコン、スマホに請求画面が表示されている等々	身に覚えのない請求には応じず、無視をしてください。
電話勧誘	電話料金が安くなる、電気料金が安くなる等のしつこい勧誘	今日だけ、今だけ、あなただけと言われても不要なものはきっぱりと断りましょう。
通信販売	テレビショッピング・ネット通販などお試しのつもりが定期購入になっていた	通信販売には、クーリングオフ制度はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
訪問販売	「無料診断」「無料点検」等の誘い文句に注意	契約しても8日間以内であればクーリングオフが出来ます。

～ご家族・ご近所の気づきが被害救済につながります～

高齢者は、悪質商法の被害にあっても「だまされたことを恥ずかしく感じ、誰にも相談しない」というケースが多くあります。そこで大切なのが地域ぐるみの見守りです。変わった様子がないか日頃から気にかけて、積極的に声掛けをお願いします。

相談受付時間 月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン 188(イヤヤ) ※お住いの近くにある消費生活センターにつながります。

※笠間市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で消費者トラブル等について学ぶメニューをご用意しています。年間通してお申し込みできますので、地域の仲間やサロン等でご利用ください。まちづくり出前講座の問い合わせやお申し込みは、市民活動課(内線133)まで。

男女共同参画人材バンクへの登録者を募集しています

笠間市には、市の政策および方針決定の場である審議会委員などに女性候補者を選ぶ際、人材情報として活用することを目的とした男女共同参画人材バンク登録制度があります。

あなたの得意分野、関心があることを市政に活かしてみませんか。随時受け付けていますので、ぜひご応募ください。

応募資格 20歳以上の女性で、市内在住・在勤または市内の団体に所属する方

問 秘書課(内線224)